

○自動車関連事業者の方へ

1. 引取業者の役割等について

[役割]

○自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。

＜リサイクルルートに乗せる役割＞

○なお、解体にまわすことになる使用済自動車としてではなく、中古車として引き取ることは自由ですが、引取業者の段階で使用済自動車・中古車のいずれであるかを線引きすることが極めて重要となります。

[登録制]

○自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は、引取業者として都道府県知事又は保健所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）への登録が必要（5年毎の更新制）

○登録要件は、カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制など、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に準ずるもの

[行為義務]

○（自動車リサイクル料金の預託確認）

使用済自動車の引取りの際には、リサイクル料金が資金管理人（（公財）自動車リサイクル促進センター）に預託されている旨を確認する必要があります。

○（使用済自動車の引取り）

自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

○（書面の交付）

使用済自動車の引取りを行ったときは、最終所有者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない）に引取りの書面（引取証）を交付する義務があります。

○（使用済自動車の引渡し）

使用済自動車の引き取りを行ったときは、フロン類が充てんされたカーエアコン搭載の有無を確認し、搭載されている場合はフロン類回収業者へ、搭載されていない場合は解体業者へ引き渡す義務があります。

○（電子マニフェストによる使用済自動車の移動報告）

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

○（標識の掲示）

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

なお、標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさと、引取業者であること、氏名又は名称、登録番号を記載したものであることが必要です。

2. フロン類回収業者の役割等について

[役割]

- フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。
(自動車製造業者等にフロン類回収費用を請求できる。)
- フロン類を回収した使用済自動車を解体業者へ引き渡す。

[登録制]

- 使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として都道府県知事等への登録が必要(5年毎の更新制)
- 登録要件は、適正なフロン類回収設備を有するなどフロン排出抑制法に準ずるもの

[行為義務]

- (使用済自動車の引取り)
引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。
- (フロン類の回収)
使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準(フロン排出抑制法上の基準と同じもの)に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準(フロン排出抑制法上の基準と同じもの)に従って自動車製造業者等に(指定引取場所において引取基準に従って)引き渡す義務があります。
- (フロン類回収料金の請求)
フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求が可能です。
- (使用済自動車の引渡し)
フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務があります。
- (電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告)
電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に情報管理センター((公財)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行う義務があります。
- (標識の掲示)
事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。
なお、標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収しようとしているフロン類の種類、登録番号を記載したものであることが必要です。

3. 解体業者の役割等について

[役割]

○使用済自動車のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。

（自動車製造業者等にエアバッグ類の回収料金を請求できる。）

○使用済自動車を破砕業者等へ引き渡す。

[許可制]

○使用済自動車の解体を行う業者は、解体業者として都道府県知事等の許可が必要（5年毎の更新制）

[行為義務]

○（使用済自動車の引取り）

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

○（エアバッグ類の回収）

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しする場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）についての回収責任があります。

○（使用済自動車の再資源化）

使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従って適切な解体を実施する義務があります。

○（使用済自動車又は解体自動車の引渡し）

引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。なお、破砕業者にも引取義務があるが、鉛蓄電池等を取外していないなど正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があります。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。

○（電子マニフェストによる使用済自動車等の移動報告）

電子マニフェストを利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

○（標識の掲示）

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

なお、標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさと、解体業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要です。

[その他]

○許可基準や申請手続きなどについての詳細は、本ホームページに掲載の「解体業の手引き」をご覧ください。

4. 破砕業者の役割等について

[役割]

○解体自動車（廃車ガラ）のリサイクル・処理を再資源化基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す役割。

[許可制]

○解体自動車（廃車ガラ）の破砕又はプレス・せん断（破砕前処理）を行う業者は、破砕業者として都道府県知事等の許可が必要（5年毎の更新制）

[行為義務]

○（解体自動車の引取り）

解体業者又は破砕業者（破砕前処理を行う者に限る。）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務があります。

○（解体自動車の再資源化）

解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引渡しする場合を除き、再資源化基準に従って適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務があります。

○（解体自動車の引渡し）

破砕前処理を行う破砕業者は引き取った解体自動車を処理した後、他の破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。

解体自動車全部利用者へ引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。

○（自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の引渡し）

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務があります。

○（電子マニフェストによる解体自動車、自動車破砕残さの移動報告）

電子マニフェストを利用して、解体自動車の引取り・引渡しと自動車破砕残さの引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

○（標識の掲示）

事業所ごとに、標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。

なお、標識は、タテ・ヨコ各20cm以上の大きさで、破砕業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載したものであることが必要です。

[その他]

許可基準や申請手続きなどについての詳細は、本ホームページに掲載の「破砕業の手引き」をご覧ください。